

令和6年5月1日

参加希望者 様

那 覇 市 長
(まちなみ整備課)

回 答 書

業務名	那覇市密集住宅市街地再生方針改定業務委託	
	質 問	回 答
募集要領 P9 企画提案書 a に「業務実施方針・計画提案概要」とありますが、計画提案概要の記載は、同ページの提案内容 d～g の概要を記載すれば宜しいでしょうか？		必ずしも d～g に限定しません。業務全般にわたる、計画提案概要をご記載ください。
プロポーザル参加表明書、企画提案書等提出届 様式5（会社概要書）の代表者は代表取締役（東京本社）を記載するものと考えますが、様式1（プロポーザル参加表明書）や様式7（企画提案書等提出届）の代表者は沖縄事務所長でよいでしょうか？ それともすべて代表取締役（東京本社）にすべきでしょうか？		様式5につきましては、ご質問のとおりです。 様式1及び7の代表者は、令和5・6年度の建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている県内支店長又は営業所長で構いません。 なお、本店より権限を受任したものが確認できる「委任状及び使用印鑑届（任意様式）」の提出をお願いいたします。
仕様書 18 成果品 那覇市密集住宅市街地再生方針（改定版）、及びその概要版の納品部数をご教示ください。		ご質問についての成果品は、電子データのみを納品となります。冊子版の納品は必要ありません。電子データを CD 又は DVD に格納し、提出してください。

<p>募集要領 4 頁</p> <p>6 参加資格要件 (11)</p> <p>本業務における (10) ②の担当技術者が、既に公告があった令和 6 年度のまちなみ共創部が発注する別の業務委託において、JV 構成員企業の立場で、その業務の仕様書の一項目のみに限定してサポート的に関わる程度であれば、兼任することは差し支えないと考えて良いでしょうか。</p>	<p>募集要領 6 (11)記載のとおり、令和 6 年度に本市まちなみ共創部が発注する別の業務委託の担当技術者を兼ねることはできません。</p>
<p>募集要領 4 頁</p> <p>6 参加資格要件 ※類似業務</p> <p>類似業務について示されている「まちづくり等に関する総合的な計画など」とは、住宅マスタープラン、再生団地計画など、基本計画等の法定計画やまちづくり等に関する総合的な計画などの住宅政策関連業務が該当すると捉えて良いでしょうか。</p>	<p>ご質問の「住宅マスタープラン」は該当し、「再生団地計画」は該当しません。</p> <p>「基本計画等の法定計画やまちづくり等に関する総合的な計画などの住宅政策関連業務」につきましては、提出された TECRIS 等で業務内容を確認し、事務局内において協議を行い判断します。</p>